

わがまち特例一覧

2026年7月 現在

地方税法適用条項		対象資産	具体的な資産の例	対象となる固定資産			適用期間	成田市の特例割合	取得時期の要件	備考
条	項・号			土地	家屋	償却資産				
法附則第15条	第2項第1号	水質汚濁防止法の特定施設等における汚水・廃液処理施設	沈澱・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮・燃焼装置等	-	-	○	-	2分の1	R6.4.1～R10.3.31	適用期限の延長
	第2項第5号	下水道除害施設	沈澱・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	-	-	○	-	5分の4	R6.4.1～R10.3.31	適用期限の延長
	第24項第1号イ	太陽光発電設備	一定の補助金を受けた者により製造される次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)を使用した太陽光発電設備	-	-	○	3年間	2分の1	R8.4.1～R11.3.31	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の発電設備に適用対象を限定した上、適用期限を延長
	第24項第1号ロ	水力発電設備	出力が5,000kW未満の特定水力発電設備(FIT・FIP制度の認定を受けたものに限る)	-	-	○	3年間	2分の1	R8.4.1～R11.3.31	適用期限の延長
	第24項第4号		出力が5,000kW以上の特定水力発電設備(FIT・FIP制度の認定を受けたものに限る)					4分の3		
	第24項第1号ハ	地熱発電設備	出力が1,000kW以上の特定地熱発電設備(FIT・FIP制度の認定を受けたものに限る)	-	-	○	3年間	2分の1	R8.4.1～R11.3.31	適用期限の延長
	第24項第3号ロ		出力が1,000kW未満の特定地熱発電設備(FIT・FIP制度の認定を受けたものに限る)					3分の2		
	第24項第1号ニ	バイオマス発電設備	出力が10,000kW未満のバイオマス発電設備(FIT・FIP制度の認定を受けたものに限る)	-	-	○	3年間	2分の1	R8.4.1～R11.3.31	出力が10,000kW以上の発電設備を適用対象から除外した上、適用期限を延長
	第24項第3号イ	風力発電設備	特定の事業計画に基づいて整備する特定風力発電設備	-	-	○	3年間	3分の2	R8.4.1～R11.3.31	特定の事業計画等に基づいて整備する発電設備に適用対象を変更した上、適用期限を延長
	第31項	市民緑地の用に供する認定を受けた土地	緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	○	-	-	3年間	3分の2	H29.6.15～R9.3.31	

わがまち特例一覧

2026年7月 現在

地方税法適用条項		対象資産	具体的な資産の例	対象となる固定資産			適用期間	成田市の 特例割合	取得時期の要件	備考
条	項・号			土地	家屋	償却 資産				
法 附 則 第 1 5 条	第35項	浸水被害軽減地区内の土地	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	○	-	-	3年間	3分の2	R2.4.1～R11.3.31	適用期限の延長
	第36項	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した固定資産	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した土地・家屋・償却資産	○	○	○	5年間	2分の1	R6.4.1～R10.3.31	適用期限の延長
	第39項	浸水対策のための雨水貯留浸透施設	特定都市河川指定流域の指定区域における浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設	-	-	○	-	3分の1	R3.11.1～R9.3.31	
	第40項	貯留機能保全区域の指定を受けた土地	貯留機能保全区域内にある土地	○	-	-	3年間	4分の3	R4.4.1～R10.3.31	
第 1 5 条 の 8 法 附 則	第2項	サービス付き高齢者住宅(税額の減額措置)	サービス付き高齢者向け貸家住宅	-	○	-	5年間	3分の2	H27.4.1～R9.3.31	
第 1 5 条 の 9 の 3 法 附 則	第1項 ～第4項	長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンション	マンション適正化法に基づく管理計画等の認定等を受け、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンション	-	○	-	1年間	3分の1	R5.4.1～R9.3.31	
第 1 5 条 の 則 1 1 法 附	第1項 ～第3項	特別特定建築物全般	国の既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物	-	○	-	2年間	3分の1	R8.4.1～R11.3.31	新規
法 第 3 4 9 条	第27項	家庭的保育事業	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	-	○	○	-	3分の1		
	第28項	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	-	○	○	-	3分の1		
	第29項	事業所内保育事業	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員が5人以下)	-	○	○	-	3分の1		